

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93
Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@ihfsu.net
HP https://ihfsu.net/

人事院勧告とほぼ同じ2021茨城県人事委員会勧告 (10/11)

選挙に行って、政治を変えよう

10月11日に茨城県人事委員会は2021年の勧告を行いました。人事委員会勧告は、8月の人事院勧告とほぼ同じ内容で、

- ①月例給は改訂なし（2年連続）
- ②ボーナス（期末手当）を引き下げ（△0.15月分）、というものです。

コロナ禍にあって、教員も含めて公務の職場は仕事の質が変わり、量も増えています。そうした実態を踏まえ、民間企業従業員との均衡を言った結果と言われても、納得できることではありません。

2年連続で月例給が改訂されず、ベースアップがゼロである上に、2年連続でボーナスが引き下げられました。ボーナスの引き下げ額は昨年の3倍の0.15月分で、支給月数は昨年の4.45月から4.30月になります。

民間企業の従業員との均衡と言う前に、本来は国がコロナ対策（民間企業支援）を充実させて、民間企業の従業員の賃金を

上げる取り組みをすべきです。公務も含めて、労働者の賃金を上げなければ消費意欲が抑制されて、地域経済は円滑に回っていきません。

その他の「勧告」では、

- ①長時間労働の是正
 - ②ハラスメント防止対策
 - ③定年の延長（令和5年度から段階的に65才に引き上げ）
 - ④妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援（本県においても、非常勤職員も含め、男性職員の育児休暇、不妊治療のための休暇等の各種支援制度の措置のため、条例の整備が必要）
 - ⑤主幹教諭・指導教諭の設置に伴い、教育職給料表を改訂（特2級の追加）
- 等がありました。

主幹教諭・指導教諭の導入に関しては、組合は「反対」の意見を教育委員会に表明していますが、主幹教諭と指導教諭については次回以降の「茨城の教育」で取りあげていきます。

9月3日の菅首相の突然の総裁選不出馬表明から、自民党は「臨時国会を開け」の国民や野党の声を無視して、総裁選に集中し、連日テレビでも総裁選が放映され続けました。

総裁選で岸田文雄首相が選出されましたが、臨時国会では首相の所信表明演説と各党の代表質問があっただけで、予算委員会が開催されず、国会が解散されて10月19日告示、10月31日投開票で衆議院選挙が実施されることが決定しました。

本来ならば、予算委員会で岸田政権の政策について議論が尽くされて、それを踏まえて国民



が次の内閣にどの政党がふさわしいかを判断して投票するのが一番いいことです。

私は投票できるの

最近こんな話を聞いたことがあります。職場で選挙の話をしたら、若い教員から「私たち教員（公務員）は選挙に行って投票してもいいんですか」と質問されたという話です。

これは、職場で管理職から「職場での政治活動は禁止です」「公務員は政治的中立を厳守してください」等と言われ続けている中で、選挙に行ってもよいのかという疑問が生まれているということです。若い教員の意識が問題なのではなく、政治的中立や政治的権利についての具体的説明が全くなくて、「禁止」や「厳守」が機械的に繰り返されてしまっている結果です。

学校に勤務する教職員は、公務員、労働者、市民という3つの顔を持っています。労働者、市民として、憲法や政治のあり方についてどのように考え、どのように行動を取るかは、個人の思想・信条の自由（憲法第19条）と表現の自由（憲法21条）に属することがらです。

署名をして請願権を行使したり、投票をして投票権を行使することは政治に参加する権利、参政権の行使でだれにも犯すこ

とのできないことです。

公務員の政治的中立は、あくまでも「公務員の職務の政治的中立性」のことであって、職務を離れて個人的にも政治的に中立であるべきということではありません。茨城県高等学校教職員組合は、個人の政治的権利を守り、個人の政治的活動を保障します。

政治運動は要求運動

組合では、個人の政治活動は要求運動だと考えています。自分たちが日頃考えている学校教育の問題点を解決するために、例えば30人学級の実現など少人数学級を推進する公約を掲げている候補者かどうかを判断して投票権を行使します。

投票の基準はあくまでも自分たちの要求に合致しているかどうかです。10月31日の衆議院選挙なら、安倍菅政権をどう評価しているか、憲法改正にどのような態度を取っているか、最低賃金についての考えはどうか、核兵器禁止条約批准に賛成かどうか、等多様な基準はあります。どの基準を選択するかは個人の判断ですが、情報を共有できるような環境作りが欠かせません。

私たち組合は、今回の衆議院選挙が政権交代の選挙だと考えています。是非、選挙に行って、政治を変えましょう。

臨時教職員の「空白の4日」解消

組合の臨時教職員部が、長年要求していた臨時教職員の「空白の4日」問題が改善され、新しい制度が今年の9月から施行されました。

これまで、臨時教職員は任用が3月27日までとされていて、4日間は任用されていませんでした。しかし、学校によっては任用されていない4日間も学校の仕事をしていたという臨時教職員の先生方もいました。

今回の改正で、臨時教職員の任用終了日が3月31日になり、①3月分の給与が日割り計算ではなく、全額支給される。

②翌年度6月のボーナスが全額支給される（これまで、期末手当在職期間の割合は80%、勤勉手当の期間率は95%で算定されていた）

③退職手当は、今年度以降任用年数を通算した支給率が適用される。

以上のような変更を考えると臨時教職員がいかに差別的な対応をされてきたことがわかります。労働法制では、「同一労働同一賃金」が掲げられて、臨時的任用労働者に対する差別の解消と労働条件の改善が進められています。

組合の臨時教職員部では、これまで

①2013年度末から社会保険の次年度に継続が実現。

②2017年度末から、有給休暇（年休）の次年度に繰越が実現。

③多忙な年度末に年休＋自費で行っていた健康診断が改善等の要求を実現していました。

「同一労働同一賃金」を具体化していくためには、多くの臨時教職員の職場の実態を要求としてあげてもらう必要があります。また、組合に加入してもらって、一緒に要求実現の運動に取り組んでいきましょう。

ところで、臨時教職員の「空白の4日解消」の情報は、職員会議などで管理職から説明はあったでしょうか。「空白の4日解消」は臨時教職員だけでなく、正規の教職員にとっても仕事をする上で重要な情報です。職場で、正確な情報を管理職から丁寧に説明される職場をつくっていく必要があります。

最低賃金10月1日から879円

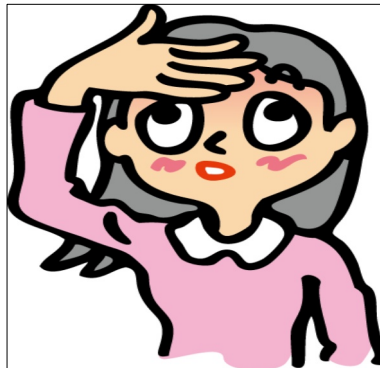
8月の茨城地方最低賃金審議会の決定を受けて、茨城県の最低賃金が昨年より28円上がって879円になりました。28円の引き上げは過去最高ですが、昨年は2円で2年平均では15円の引き上げで

しかありません。

組合では、茨城地方最低賃金審議会に「茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざせ」の意見書を提出しましたが、今回の総選挙でも最低賃金引き上げが市民と野党の共闘候補の公約になっています。公約の多くは「最低賃金を全国一律1500円」になっています。

ところで、高校では最低賃金の影響が一番受けるのがアルバイトをしている高校生です。日本の最低賃金が、①金額が低すぎる、②全国一律でないため、都道府県によって最低賃金額が異なり、格差が解消されていない、③中小企業支援策が貧弱、等の問題点を教える必要があります。また、10月以降アルバイト代が上がったかどうかを確認して、時給が879円以下の場合は親などに相談して会社に改善を求めてもらう必要があります。

日本で最低の労働条件で働いているのが高校生であるという



ことを踏まえて、最低賃金や労働条件について高校の授業で取りあげていく必要があります。

組合では、最低賃金に関わる授業やHR、道德等の実践の交流をしたいと考えていますので、こんな取り組みをやっていているという情報を組合にどしどしお寄せください。

新たな採点方法のシミュレーション実施

県教育委員会は、全ての高校対象に新たな採点方法の実施にむけてシミュレーションを9月に実施しました。

ある高校のシミュレーションでは、県教委が準備した10人分の回答の採点業務に90分かかったということです。この90分には解答用紙のコピーの時間は含まれていません。

この高校の昨年の高校入試受験者数をもとに試算すると採点業務に30時間かかるということでした。

昨年の採点誤りが、記述式の問題が増えて採点時間が夜の10時、11時過ぎまでかかってしまったことを考えれば、採点誤りを解消するためには採点のやり方を変えるだけでなく、記述式の問題を減らして採点時間を短縮する必要があります。

10人のシミュレーションに90

分かかったという事実は、シミュレーションとして課題が残ったとして、試験問題から見直して再度シミュレーションをする必要があります。

また、学校によってはシミュレーションを一部の教員だけがやって、やった結果を全教職員に知らせていないという学校も少なくないことが明らかになっています。

全ての教員が参加する高校入試ですから、職員会議などで情報を共有することが基本です。

組合は、全県のシミュレーション結果の公開を求めています。

パワハラ防止法が全ての職場で施行

パワハラ防止法が、2020年6月から大企業で施行され、来年22年4月からは中小企業が施行の対象になり、全ての企業・事業所が施行の対象になります。

法律の内容はネットなどに掲載されていますから、詳細は皆さんで目を通していただきたいのですが、特に管理職は必読です。

先日も、ある高校で「学習用端末を買わない保護者に、教頭が担任に対してきちんと説得して買ってもらえ」と強要したということですが、これはまさにパワハラです。